

平成20年2月26日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成20年2月27日から平成20年3月27日までの間、意見を募集します。

1 背景

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第1項に基づき閣議決定された構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「方針」という。）別表第1「411」に「劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例の適用措置」が盛り込まれており、構造改革特別地域（以下「特区」という。）内の一定の要件を満たす劇場等については、避難口誘導灯及び誘導標識について、それらの設置及び維持に係る消防法施行令（昭和36年政令第37号）第26条の規定を適用しないことができることとなっているところ、これまでの特区内の劇場等における当該特例措置の運営実績及びそれに伴う知見の蓄積を踏まえて検討した結果、防火安全上の支障がないことが認められたため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第28条の2を改正することによって、当該特例措置の全国展開を図ることとするものです。

2 意見募集対象及び意見公募要領

○意見募集対象

- (1) 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）
- (2) 消防法施行規則の一部を改正する省令案（新旧対照表）

○詳細については、別紙の意見募集要領をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成20年3月27日（木）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：伊藤補佐、宮路事務官）

Tel 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

平成 20 年 2 月
消 防 庁 予 防 課

1 改正理由

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 1 項に基づき閣議決定された構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定。以下「方針」という。）別表第 1「411」に「劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例の適用措置」が盛り込まれており、構造改革特別地域（以下「特区」という。）内の一定の要件を満たす劇場等については、避難口誘導灯及び誘導標識について、それらの設置及び維持に係る消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 26 条の規定を適用しないことができることとなっている。

今回、これまでの特区内の劇場等における当該特例措置の運営実績及びそれに伴う知見の蓄積を踏まえて検討したところ、防火安全上の支障がないことが認められたため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 28 条の 2 を改正することによって、当該特例措置の全国展開を図ることとした。

2 主な改正内容

令第 26 条第 1 項ただし書に規定する「避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるもの」として、規則第 28 条の 2 に以下の防火対象物の部分を追加すること。

（1）避難口誘導灯について

令別表第一（一）項に掲げる防火対象物の避難階（床面積 500 m²以下で、かつ、客席の床面積が 150 m²以下のものに限る。以下同じ。）で、次のアからウまでに該当するもの。

ア 客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下同じ。）を 2 以上有すること。

イ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が 20 メートル以下であること。

ウ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

（2）誘導標識について

令別表第一（一）項に掲げる防火対象物の避難階で、次のアからウまでに該当するもの。

ア 客席避難口を 2 以上有すること。

イ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が 30 メートル以下であること。

ウ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表
 ○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）</p> <p>第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。</p> <p>一 令別表第一(一)項から(オ)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（避難階（無窓階を除く。以下この号及び次項第一号において同じ。）にあつては次条第三項第一号イに掲げる避難口、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。以下この条において同じ。）にあつては同号口に掲げる避難口をいう。以下この条において同じ。）を容易に見とし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては二十メートル以下、避難階以外の階にあつては十メートル以下であるもの。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の避難階（床面積が五百平方メートル以下で、かつ、客席の床面積が百五十平方メートル以下のものに限る。）で次のイか</p> | <p>（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）</p> <p>第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、</p> <p>一 令別表第一(一)項から(オ)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（避難階（無窓階を除く。以下この条において同じ。）において同じ。）にあつては次条第三項第一号イに掲げる避難口、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。以下この条において同じ。）にあつては同号口に掲げる避難口をいう。以下この条において同じ。）を容易に見とし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては二十メートル以下、避難階以外の階にあつては十メートル以下であるものとする。</p> |

ら八までに該当するもの

イ 客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下この条において同じ。）を二以上有すること。

ロ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が二十メートル以下であること。

ハ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

2 (略)

3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。

一 令別表第一(一)項から(オ)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であるもの

二 前号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の避難階（床面積が五百平方メートル以下で、かつ、客席の床面積が百五十平方メートル以下のものに限る。）で次のイから八までに該当するもの

2 (略)

3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、

一 令別表第一(一)項から(オ)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であるものとする。

イ 客席避難口を二以上有すること。

ロ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ハ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができらるもので、非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

意見募集要領

1 意見募集対象

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に日本語で氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：t2.miyaji@soumu.go.jp

総務省消防庁予防課あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又は
ジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベル
を貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却
できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成20年3月27日(木)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とし
ます。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・
意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載する
ほか、総務省消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に
関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体につい
て非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、
意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。